

平成28年5月6日開会
(農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第5回農地部会議事録

- 1 招集日時 平成28年5月6日(金)
- 2 開会日時及び場所
平成28年5月6日(金) 午後2時02分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成28年5月6日(金) 午後2時46分
- 4 委員氏名

(1)出席者(16名)

1番 水口 正好	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭	14番 吉田 良一
15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定
32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳

(2)欠席者(2名)

3番 大島 忠保 28番 田浦 則利

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参事	清水 友秀
課長補佐	増富 浩彦
主査	福田 智美

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第31号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第32号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

午後2時02分開会

○事務局長(江口 秀司君) 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に達しております。
部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆様ご多忙の中、ご参集いただきましてありがとうございます。いろいろ手違い等もありまして、申しわけありません。

さきの熊本地震でございますけれども、大変な被害になっております。被害に遭われた方、特にお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りしたいと思います。また、その他、被災者の方々も厚くお見舞いを申し上げたいと思います。それでは、座って進めさせていただきます。

ただいまから平成28年第5回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしく願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第31号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第32号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上5件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、7番、渡辺委員、8番、本田委員両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第28号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号1番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第28号、受付番号1番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号2番については、現地調査会において譲受人が前回取得した農地を本人が耕作していないのではないかとの意見があり、後日、譲受人立ち会いのもと事実調査を行いました。調査結果を踏まえ、前回取得した農地とともに今回取得予定の農地を耕作していくという意思確認ができましたので、農地法第3条第2項に該当するような事実はないと判断しました。許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号2番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第28号、受付番号2番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次の受付番号3番については、申請人より取り下げの申立書が提出されております。

次に、受付番号4番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号4番については、兄が弟へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号4番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第28号、受付番号4番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号5番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号5番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号5番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第28号、受付番号5番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号6番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号6番については、農業後継者である子へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号6番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第28号、受付番号6番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号7番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号7番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号7番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第28号、受付番号7番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号8番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号8番については、不在地主が親戚へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号8番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第28号、受付番号8番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次の受付番号9番については、申請人より取り下げの申立書が提出されております。

次に、日程第3、議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第29号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号1番については、申請地は、農振白地であり、住宅が連たんしていることから、第3種農地であると考えます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。これ500平米以上あって、何も問題はないですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） これは2世帯住宅です。

○委員（36番 川内 幸徳君） そういう場合は。

○課長補佐（増富 浩彦君） 500平米にとらわれず、必要最小限の面積でいけるようになりま
すので、問題ないと思います。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、受付番号1番の転用申請を認めること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第4条第1項の規定による許
可申請の受付番号2番について、申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタ
ール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法
第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんで
したので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号2番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号2番の転用申請を認めることにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とし
ます。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第30号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせくださ
い。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第5条第1項の規定による許
可申請の受付番号1番について、申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタ

ール未満の規模の一団の区域内にある農地であることから第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号1番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号2番について、申請地は、農振白地ではありますが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が既存施設の拡張であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われまます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号2番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号2番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号3番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号3番について、申請地は、農振白地であり、宅地が連たんしていることから、第3種農地であると考えられます。現地調査会において、一般個人住宅の面積要件である500平米を超過していることについて意見がありました。ただし、面積要件は法面、進入路等を除く有効面積が対象となり、本案件については確認したところ法面部分を除いた有効面積が478平米であるため問題ありませんでした。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えま

す。

以上でございます。

○議長（馬場 保君） 受付番号3番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号3番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号4番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号4番について、申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号4番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号4番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号5番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号5番について、申請地は、農振白地であり、宅地が連たんしていることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号5番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号5番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第31号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第31号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われま

す。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第31号に対する質疑を2ページごとに行います。

10ページ1番から11ページ11番は貸借による案件、12番から13ページ16番は所有権移転による案件、17番から14ページ22番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

まず10ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、11ページから12ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、13ページから14ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。

議案第31号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第32号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第32号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われま

す。

以上です。

○議長（馬場 保君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規程に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ分配する計画が提出されたものです。ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第32号農用地利用配分計画（案）については特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第32号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。

本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 5月 6日

議 長

署名委員

署名委員